

令和4年6月1日現在における障害者の任免状況について

令和4年6月1日現在の障害者である職員の任免の状況については以下のとおりです。
任免の状況の細部については、別紙をご参照ください。

(法定雇用率:2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
防衛省	23,547.0	673.0	2.86	0.0	
防衛装備庁	1,640.0	46.5	2.84	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、令和元年6月2日以降に採用された者又は令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

○令和4年6月1日現在における防衛省本省の障害者の任免状況の細部について

A 任免状況														
① 職員の数			② 除外職員の数			③ 旧除外職員の数								
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)						
259,706 人	470 人	259,941.0 人	236,394 人	0 人	236,394.0 人	3,174 人	10 人	3,179.0 人						
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の(())内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載)														
(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(イ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ +(ニ×0.5)	(ロ) 重度知的障害者	(ハ) 重度知的障害者以外の知的障害者	(ニ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(ヘ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(ニ) 知的障害者の数 =(ヘ×2)+ト+チ +(リ×0.5)	(ロ) 精神障害者	(リ) 精神障害者である短時間勤務職員	(リ) (7)のうち注意に該当する者の数	(カ) 精神障害者の数 =ル+ (7ー7)×0.5 +ワ	
144 人 (25)	155 人 (26)	※ 人 (※)	0 人 (0)	448.0 人 (76)	0 人 (0)	11 人 (※)	※ 人 (※)	0 人 (0)	12.0 人 (※)	211 人 (42)	※ 人 (※)	※ 人 (※)	213.0 人 (43.0)	
B 上記に基づく計算														
⑤ 現在設定されている除外率	⑥ 基準割合 =(③i/(①c-②f)×100	⑦ ⑥に基づく除外率	⑧ 適用される除外率	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-((①c-②f)×⑧)	⑩ 障害者計 =④ホ+④ヌ+④カ	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数							
0 %	13 %	0 %	0 %	23,547.0 人	673.0 人	2.86 %	0 人							
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数														
区 分			人 数	区 分			人 数	区 分			人 数			
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害		※ 人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由		56 人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害		55 人			
	視野障害		12 人		下肢不自由		73 人		じん臓機能障害		32 人			
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害		28 人		体幹機能障害		※ 人		呼吸器機能障害		※ 人			
	平衡機能障害		0 人		上肢機能障害		※ 人		ぼうこう又は直腸機能障害		※ 人			
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)			※ 人		移動機能障害		※ 人		小腸機能障害		※ 人			
									免疫機能障害		※ 人			
							肝臓機能障害		※ 人					
D 障害者雇用推進者	役職名 防衛省大臣官房長			氏名 芹澤 清			E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL			https://www.mod.go.jp/j/saiyou/shougaisha/pdf/keikaku_20200401.pdf https://www.mod.go.jp/j/saiyou/shougaisha/pdf/keikaku_r02.pdf				

注意 (7)精神障害者である短時間勤務職員で次のいずれかに該当する者の数
(1)通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者
(2)通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者
※は少数であるため、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表

○令和4年6月1日現在における防衛装備庁の障害者の任免状況の細部について

A 任免状況														
① 職員の数			② 除外職員の数			③ 旧除外職員の数								
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)						
1948 人	156 人	2026 人	386 人	0 人	386 人	8 人	0 人	8 人						
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 (()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載)														
(4) 重度身体障害者	(a) 重度身体障害者以外の身体障害者	(b) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(c) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(d) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ +(ニ×0.5)	(e) 重度知的障害者	(f) 重度知的障害者以外の知的障害者	(g) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(h) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(i) 知的障害者の数 =(ヘ×2)+ト+チ +(リ×0.5)	(k) 精神障害者	(l) 精神障害者である短時間勤務職員	(m) (7)のうち注意に該当する者の数	(n) 精神障害者の数 =ル+《(7-7)×0.5》 +ワ	
※ 人 (※)	※ 人 (※)	※ 人 (※)	※ 人 (※)	15.5 人 (※)	※ 人 (※)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	※ 人 (※)	23 人 (※)	※ 人 (※)	※ 人 (※)	29 人 (※)	
B 上記に基づく計算														
⑤ 現在設定されている除外率	⑥ 基準割合 =③i/(①c-②f)×100	⑦ ⑥に基づく除外率	⑧ 適用される除外率	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-(①c-②f)×⑧	⑩ 障害者計 =④ホ+④ス+④カ	⑪ 実雇用率 =⑩/⑨)×100	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数							
0 %	0 %	0 %	0 %	1640 人	46.5 人	2.84 %	0 人							
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数														
区 分			人 数	区 分			人 数	区 分			人 数			
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	0 人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	※ 人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	※ 人						
	視野障害	0 人		下肢不自由	※ 人		じん臓機能障害	※ 人						
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	※ 人		体幹機能障害	0 人		呼吸器機能障害	0 人						
	平衡機能障害	0 人		上肢機能障害	0 人		ぼうこう又は直腸機能障害	※ 人						
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)		※ 人		移動機能障害	0 人		小腸機能障害	0 人						
						免疫機能障害	0 人							
						肝臓機能障害	0 人							
D 障害者雇用推進者														
役職名		氏名		E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL			https://www.mod.go.jp/atla/saiyou.html							
長官官房審議官		春日原 大樹												

注意 (7)精神障害者である短時間勤務職員で次のいずれかに該当する者の数
(1)通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者
(2)通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者
※は少数であるため、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表